

スコットランドの宗教改革成功の原因

先ずスコットランドのカトリック教会は、腐敗と荒廃がひどく、片や教会の富は膨大なものであった。この莫大な富が少数の上級聖職者に集中、更に上級聖職者による下位、末端の教区教会の収奪が横行していた。司祭や助祭は窮乏のあまり不正が行われ、教会の維持は困難、聖職者は無学無能で教区民もまともに説教に与えられる状態ではなく、かなりの教区でカトリック教会は自壊状態に陥っていた。反面、司教や修道院長のポストは利権の対象となり聖職売買も行われ、大多数の司教区や修道院は俗人聖職禄保持者に支配されることとなっていた。王や貴族の教会外勢力の発言権が強くなりすぎていて、カトリック教会内での改革を推進することを困難にしていた。

時に、マー・スチュアート。生後数日で前王ジェームズⅤに死別、翌 1542 年スコットランド王位を継承。幼少の頃からフランス皇太子と婚約し、その宮廷で養育を受け、やがてフランス王妃となるが、1561 年 19 歳にして未亡人となったメアリはスコットランドに帰国。1554 年以来摂政についていた母ギーズのメアリはスコットランドをフランスの 1 州とする政策を推進、プロテスタントを抑圧。反フランス感情が反カトリック感情に結び付いた。

ノックスによる宗教改革の組織化がなり、祖国の独立擁護という大義を掲げ、一部貴族を中心に 1560 年プロテスタント同盟が結成される。ルターが烽火を上げてから 40 年以上が経過している。当初、スコットランドに入ってきたのはルター派であったが、16C の新しい中産層、特に都市住民に受け入れられやすいイデオロギーを封じていた最も活力に満ちたカルヴァニズムは自然に受け入れられた。

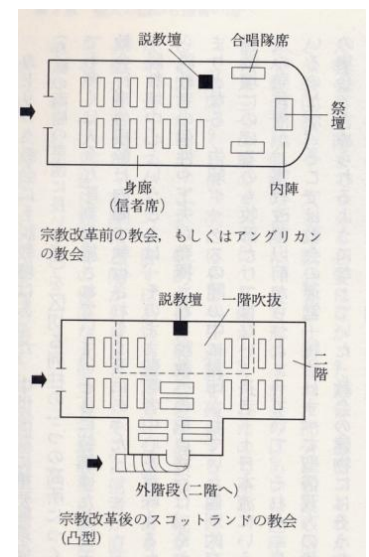
英訳聖書やパンフレット、また説教者の活躍によってプロテスタント思想は人々の間に浸透していった。更にハミルトンやウィッシュャートら迫害によって流された血が、人情を重んじるスコットランド人気質を感化し、宗教改革推進のエネルギーの一つとなったと考えられる。こうしてプロテスタントの教区教会がいち早く誕生するが、その前身となった「地下教会(Privy Kirk)」の活動があった。(高橋哲雄「スコットランド歴史を歩く」)

スコットランドの宗教改革後の教会

904 年に司教座が、1472 年に首座大司教座が置かれたセント・アンドルーズ大聖堂の廢墟からその破壊ぶりが徹底している様子が見える。小さな教会より大きな宗教施設が破壊の対象にされ、以来無用の存在とされてきたこと等、スコットランドの宗教改革の性格を表す。

イングランドでも宗教改革は行われたが、破壊や収奪の対象となったのは殆んどが修道院に限られた。それは官製の宗教改革で改革とは名のみ、教会の中身に変化はなく、司教制も残り、従って司教座聖堂(大聖堂)も残った。

改革者ノックスがジュネーブから持ち込んだカルヴァニズムは聖書を絶対視する原理主義的な宗派(長老派)で、聖書に書かれていないことは全て迷信、異端として退ける戦闘的で非妥協的な考えに立っていた。偶像礼拝に対しては特に厳しく、多くの修道院や教会が襲撃を受け、「偶像」とみられるすべてのものとサ用具が破壊され、祭壇や聖母、聖人像をはじめ、聖杯、パン皿、衝立、十字架までが教会から姿を消した。中でもセント・アンドルーズの聖レグルス(セント・ルール)教会に納められていた聖アンデレの遺骨までもが行方知れずになってしまったほどである。(右図:高橋哲雄「スコットランド歴史を歩く」)



<宗教改革前(又は Anglican)と宗教改革後の教会>

イギリス革命の基調

権利宣言(「権利章典」)で主張され要求されている権利と自由はその全てが、「この王国の人民の、真の、古来から伝えられた、疑う余地のない権利と自由」である。「アメリカ独立宣言」、フランス革命「人権宣言」がその根拠としてあげる、自然権としての要求、天賦人権論の立場とは異質なのが「権利宣言」である。イギリス人の歴史的権利に対する王権の側からの侵害を排除し、その歴史的権利を守り抜くこと、である。ジョン・ロックは、自然法思想と社会契約論を拠り所として、名誉革命の現実を普遍的な近代市民社会の原理に高めた。

最終的な意思決定をするのは国王ではなく議会であり、その意味で名誉革命が樹立した政治体制は、

「議会における国王」に国家主権が存するという、中世以来の伝統的な建前はそのまま守りながらも、コモン・ローではなく議会制定法が支配する議会主権体制なのである。(今井宏「概説イギリス史」1991)

マグナ・カルタ: 1215、ジョン王「国民と教会の自由と権利の確認」。

権利請願: 1628、チャールズ I「コモン・ローの伝統に従って国民に与えられていた古来の権利」

権利章典(権利宣言): 1689、ウィリアム III「国王の大権を制限し、国民の権利と自由を擁護して議会の主権の原則を打ち立てる」

Tudor 王朝と Stuart 王朝

1066~ :Norman 王朝(ウィリアム I 征服王)

→<ノルマン・コンクエスト>(王権の強大な集権的性格)

1154~ :Plantagenet 王朝ーばら戦争

1485~ :Tudor 王朝

→<土地所有者の大規模な変動>

ヘンリ VII(1485~):絶対王政の基礎

ヘンリ VIII(1509~):ジェントリに土地配分

→新宗教基盤(教皇権排除、国家主権確立のための国家教会樹立)

→議会育成

→(この間農業、毛織物工業、国際貿易で近代化、その担い手として)ジェントリを中心とする社会層の発言力

マリ I (1553~):国家教会の原則に立つヘンリ VIII

以来の宗教改革的法律の廃止、世界主義的教皇至上権の確認

エリザベス I (1558~):国教会体制確立(国王至上権、礼拝統一法)

ジェームズ I (1567-スコットランド、1603-25 イングランド):
ジェントリの興隆、議会の地位向上(就中、庶民院)

→ジェームズ I の王権神授説、国教会との一体化強化

→ピューリタン聖職者追放、西・仏従属姿勢に国民のナショナリズム、カトリック警戒心

1603~ :Stuart 王朝ー<国王と議会対立>

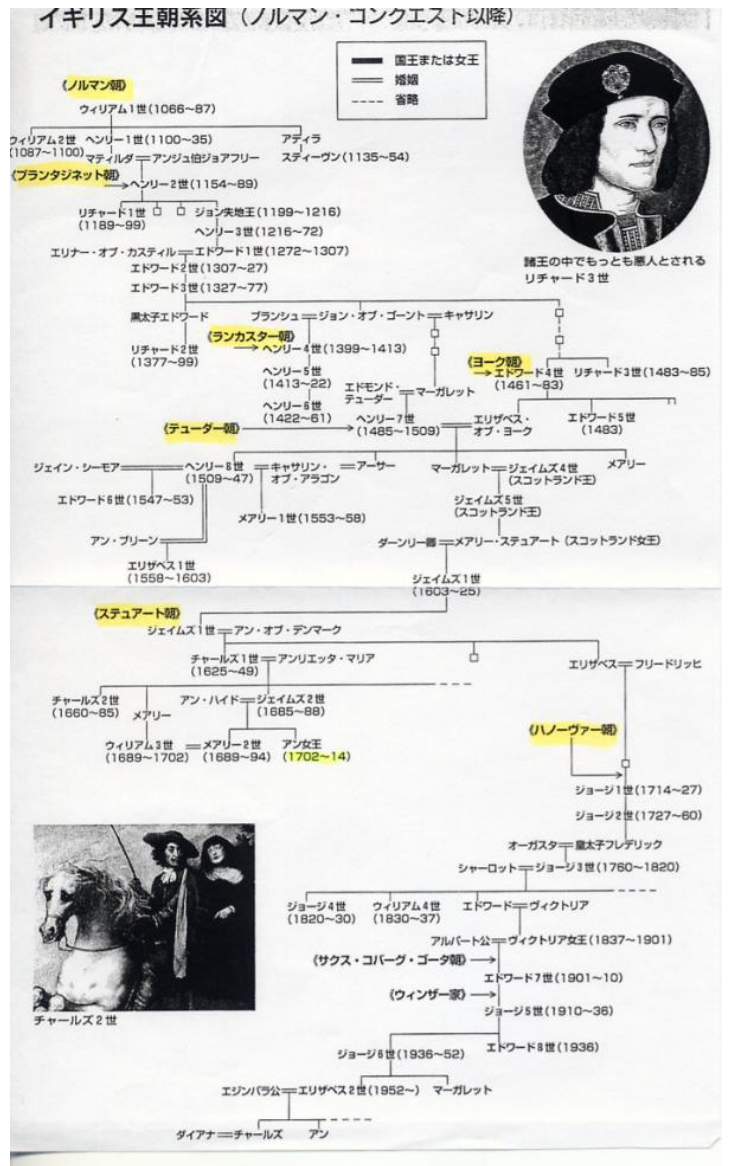
チャールズ I (1625-1649):「権利請願」(1628)

<クロムウェル共和制>;ピューリタン革命(1642-60)

チャールズ II(1661~):王政復古

ウィリアム III・マリ II(1689~):名誉革命、「権利章典」(権利宣言)

(今井宏「概説イギリス史」)



(JTB「イギリス」)